

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第6号

改正案	現 行
別紙様式第6号（第59条関係） (日本工業規格A4) 年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 中間業務報告書 第1（略） 第2 年度中（ 年 月 日現在）中間貸借対照表 (生命保険株式会社) (表 略) (損害保険株式会社) (表 略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(23) (略) (24) 次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第71条第3項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（保険会社が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社をいう。以下(24)において同じ。）から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）の残高 ① 未償却出再手数料及びこれに附帯して保険会社が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。 ② 保険会社が、元受保険契約（保険会社が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。 (25) (略) 2～5 (略) (生命保険相互会社) (表 略) (損害保険相互会社) (表 略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(20) (略) (21) 次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第71条第3項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（保険会社が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社をいう。以下(21)において同じ。）から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）の残高 ① 未償却出再手数料及びこれに附帯して保険会社が支弁する費用その他これに準ずるも	別紙様式第6号（第59条関係） (日本工業規格A4) 年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 中間業務報告書 第1（略） 第2 年度中（ 年 月 日現在）中間貸借対照表 (生命保険株式会社) (表 略) (損害保険株式会社) (表 略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(23) (略) (新設) (24) (略) 2～5 (略) (生命保険相互会社) (表 略) (損害保険相互会社) (表 略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(20) (略) (新設)

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第6号

改正案	現 行
<u>のを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。</u> ② <u>保険会社が、元受保険契約（保険会社が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。</u> (22) (略) 2～5 (略) 第3 年度中 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 中間損益計算書 (生命保険株式会社) (表 略) (損害保険株式会社) (表 略) (生命保険相互会社) (表 略) (損害保険相互会社) (表 略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。 (1)～(4) (略) (5) <u>次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第71条第3項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（保険会社が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社をいう。以下(5)において同じ。）から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）であって、事業年度において、保険会社が受再保険会社から収受した手数料のうち未償却出再手数料の増加として認識した金額及び保険会社が受再保険会社に支払った額のうち未償却出再手数料の減少として認識したものの金額</u> ① <u>未償却出再手数料及びこれに附帯して保険会社が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。</u> ② <u>保険会社が、元受保険契約（保険会社が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。</u> (6) (略) 2・3 (略) (以下略)	(21) (略) 2～5 (略) 第3 年度中 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 中間損益計算書 (生命保険株式会社) (表 略) (損害保険株式会社) (表 略) (生命保険相互会社) (表 略) (損害保険相互会社) (表 略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。 (1)～(4) (略) (新設) (5) (略) 2・3 (略) (以下略)

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第6号の2

改正案	現 行
別紙様式第6号の2（第59条関係） (日本工業規格A4) 年度中 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 中間業務報告書 第1（略） 第2 年度中（ 年 月 日現在）中間貸借対照表 (生命保険株式会社) (表 略) (損害保険株式会社) (表 略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(23) (略) (24) 次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第71条第3項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（保険会社が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社をいう。以下(24)において同じ。）から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）の残高 ① 未償却出再手数料及びこれに附帯して保険会社が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。 ② 保険会社が、元受保険契約（保険会社が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。 (25) (略) 2～5 (略) (生命保険相互会社) (表 略) (損害保険相互会社) (表 略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(20) (略) (21) 次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第71条第3項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（保険会社が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社をいう。以下(21)において同じ。）から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）の残高 ① 未償却出再手数料及びこれに附帯して保険会社が支弁する費用その他これに準ずるも	別紙様式第6号の2（第59条関係） (日本工業規格A4) 年度中 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 中間業務報告書 第1（略） 第2 年度中（ 年 月 日現在）中間貸借対照表 (生命保険株式会社) (表 略) (損害保険株式会社) (表 略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(23) (略) (新設) (24) (略) 2～5 (略) (生命保険相互会社) (表 略) (損害保険相互会社) (表 略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(20) (略) (新設)

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第6号の2

改正案	現 行
<u>のを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。</u> ② <u>保険会社が、元受保険契約（保険会社が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。</u> (22) （略） 2 ～ 5 （略） 第 3 年度中 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 中間損益計算書 （生命保険株式会社） （表 略） （損害保険株式会社） （表 略） （生命保険相互会社） （表 略） （損害保険相互会社） （表 略） （記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。ただし、中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。 (1)～(5) （略） (6) <u>次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第 71 条第 3 項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（保険会社が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社をいう。以下(6)において同じ。）から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）であって、事業年度において、保険会社が受再保険会社から収受した手数料のうち未償却出再手数料の増加として認識した金額及び保険会社が受再保険会社に支払った額のうち未償却出再手数料の減少として認識したものの金額</u> ① <u>未償却出再手数料及びこれに附帯して保険会社が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。</u> ② <u>保険会社が、元受保険契約（保険会社が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。</u> (7) （略） 2 ・ 3 （略） （以下略）	(21) （略） 2 ～ 5 （略） 第 3 年度中 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 中間損益計算書 （生命保険株式会社） （表 略） （損害保険株式会社） （表 略） （生命保険相互会社） （表 略） （損害保険相互会社） （表 略） （記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。ただし、中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。 (1)～(5) （略） （新設） (6) （略） 2 ・ 3 （略） （以下略）

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第7号

改正案	現 行
別紙様式第7号 (第17条の5、第25条の2及び第59条関係) (日本工業規格A4)	別紙様式第7号 (第17条の5、第25条の2及び第59条関係) (日本工業規格A4)
年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 業務報告書	年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 業務報告書
第1～第3 (略)	第1～第3 (略)
第4 年度 (年 月 日現在) 貸借対照表	第4 年度 (年 月 日現在) 貸借対照表
(生命保険株式会社) (表 略)	(生命保険株式会社) (表 略)
(損害保険株式会社) (表 略)	(損害保険株式会社) (表 略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。	1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
(1)～(30) (略)	(1)～(30) (略)
(31) 次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約 (規則第71条第3項に規定する再保険に係るものを除く。)において定める未償却出再手数料 (保険会社が受再保険会社 (再保険を引き受ける保険会社をいう。以下(31)において同じ。)から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。)の残高	(31) (略)
① 未償却出再手数料及びこれに附帯して保険会社が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。	2～7 (略)
② 保険会社が、元受保険契約 (保険会社が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。)に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること (元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。)	(生命保険相互会社) (表 略)
(32) (略)	(損害保険相互会社) (表 略)
2～7 (略)	(記載上の注意)
(生命保険相互会社) (表 略)	1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
(損害保険相互会社) (表 略)	(1)～(25) (略)
(記載上の注意)	(新設)
1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。	
(1)～(25) (略)	
(26) 次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約 (規則第71条第3項に規定する再保険に係るものを除く。)において定める未償却出再手数料 (保険会社が受再保険会社 (再保険を引き受ける保険会社をいう。以下(26)において同じ。)から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。)の残高	
① 未償却出再手数料及びこれに附帯して保険会社が支弁する費用その他これに準ずるも	

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第7号

改正案	現 行												
<u>のを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。</u> ② <u>保険会社が、元受保険契約（保険会社が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。</u> (27) (略) 2～7 (略) 第 5 年度（<table><tr><td>年</td><td>月</td><td>日から</td></tr><tr><td>年</td><td>月</td><td>日まで</td></tr></table>）損益計算書 （生命保険株式会社）（表 略） （損害保険株式会社）（表 略） （生命保険相互会社）（表 略） （損害保険相互会社）（表 略） （記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。 (1)～(7) (略) ⑧ <u>次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第七十一条第三項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（保険会社が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社をいう。以下(8)において同じ。）から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）であって、事業年度において、保険会社が受再保険会社から収受した手数料のうち未償却出再手数料の増加として認識した金額及び保険会社が受再保険会社に支払った額のうち未償却出再手数料の減少として認識したものの金額</u> ① <u>未償却出再手数料及びこれに附帯して保険会社が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。</u> ② <u>保険会社が、元受保険契約（保険会社が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。</u> (9) (略) 2～4 (略) (以下略)	年	月	日から	年	月	日まで	(26) (略) 2～7 (略) 第 5 年度（<table><tr><td>年</td><td>月</td><td>日から</td></tr><tr><td>年</td><td>月</td><td>日まで</td></tr></table>）損益計算書 （生命保険株式会社）（表 略） （損害保険株式会社）（表 略） （生命保険相互会社）（表 略） （損害保険相互会社）（表 略） （記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。 (1)～(7) (略) (新設) (8) (略) 2～4 (略) (以下略)	年	月	日から	年	月	日まで
年	月	日から											
年	月	日まで											
年	月	日から											
年	月	日まで											

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第7号の2

改正案	現 行
別紙様式第7号の2（第17条の5、第25条の2及び第59条関係） （日本工業規格A4） 年度（ 年 月 日から 年 月 日まで ）業務報告書 第1～第3（略） 第4年度（ 年 月 日現在）貸借対照表 （生命保険株式会社）（表 略） （損害保険株式会社）（表 略） （記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(30)（略） (31) 次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第71条第3項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（保険会社が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社をいう。以下(31)において同じ。）から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）の残高 ① 未償却出再手数料及びこれに附帯して保険会社が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。 ② 保険会社が、元受保険契約（保険会社が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。 (32)（略） 2～7（略） （生命保険相互会社）（表 略） （損害保険相互会社）（表 略） （記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(25)（略） (26) 次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第71条第3項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（保険会社が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社をいう。以下(26)において同じ。）から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）の残高	別紙様式第7号の2（第17条の5、第25条の2及び第59条関係） （日本工業規格A4） 年度（ 年 月 日から 年 月 日まで ）業務報告書 第1～第3（略） 第4年度（ 年 月 日現在）貸借対照表 （生命保険株式会社）（表 略） （損害保険株式会社）（表 略） （記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(30)（略） （新設） (31)（略） 2～7（略） （生命保険相互会社）（表 略） （損害保険相互会社）（表 略） （記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(25)（略） （新設）

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第7号の2

改正案	現 行
① 未償却出再手数料及びこれに附帯して保険会社が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。 ② 保険会社が、元受保険契約（保険会社が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。 (27) (略) 2～7 (略) 第 5 年度（年 月 日から年 月 日まで） 損益計算書 (生命保険株式会社) (表 略) (損害保険株式会社) (表 略) (生命保険相互会社) (表 略) (損害保険相互会社) (表 略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。 (1)～(7) (略) ⑧ 次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第 71 条第 3 項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（保険会社が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社をいう。以下⑧において同じ。）から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）であって、事業年度において、保険会社が受再保険会社から収受した手数料のうち未償却出再手数料の増加として認識した金額及び保険会社が受再保険会社に支払った額のうち未償却出再手数料の減少として認識したものの金額 ① 未償却出再手数料及びこれに附帯して保険会社が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。 ② 保険会社が、元受保険契約（保険会社が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。 (9) (略) 2～4 (略) (以下略)	(26) (略) 2～7 (略) 第 5 年度（年 月 日から年 月 日まで） 損益計算書 (生命保険株式会社) (表 略) (損害保険株式会社) (表 略) (生命保険相互会社) (表 略) (損害保険相互会社) (表 略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。 (1)～(7) (略) (新設) (8) (略) 2～4 (略) (以下略)

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 11 号

改正案	現 行
別紙様式第 11 号（第 143 条関係） (日本工業規格 A 4) 年度中 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 日本における中間業務報告書 第 1 （略） 第 2 年度中（ 年 月 日現在）の日本における保険業の中間貸借対照表 (外国生命保険会社等) (表 略) (外国損害保険会社等) (表 略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～ (20) (略) (21) 次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第 71 条第 3 項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（保険会社が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社をいう。以下(21)において同じ。）から收受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）の残高 ① 未償却出再手数料及びこれに附帯して保険会社が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。 ② 保険会社が、元受保険契約（保険会社が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。 (22) (略) 2 ～ 5 (略) 第 3 年度中 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 日本における保険業の中間損益計算書 (外国生命保険会社等) (表 略) (外国損害保険会社等) (表 略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、日本における保険業の中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。	別紙様式第 11 号（第 143 条関係） (日本工業規格 A 4) 年度中 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 日本における中間業務報告書 第 1 （略） 第 2 年度中（ 年 月 日現在）の日本における保険業の中間貸借対照表 (外国生命保険会社等) (表 略) (外国損害保険会社等) (表 略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～ (20) (略) (新設) (21) (略) 2 ～ 5 (略) 第 3 年度中 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 日本における保険業の中間損益計算書 (外国生命保険会社等) (表 略) (外国損害保険会社等) (表 略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、日本における保険業の中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 11 号

改正案	現 行
(1)～(3) (略) <u>(4) 次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第 71 条第 3 項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（保険会社が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社をいう。以下(4)において同じ。）から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）であって、事業年度において、保険会社が受再保険会社から収受した手数料のうち未償却出再手数料の増加として認識した金額及び保険会社が受再保険会社に支払った額のうち未償却出再手数料の減少として認識したものの金額</u> <u>① 未償却出再手数料及びこれに附帯して保険会社が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。</u> <u>② 保険会社が、元受保険契約（保険会社が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。</u> (5) (略) 2 ～ 4 (略) (以下略)	(1)～(3) (略) (新設) (4) (略) 2 ～ 4 (略) (以下略)

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 11 号の2

改正案	現 行
別紙様式第 11 号の 2 （第 143 条関係） (日本工業規格 A 4) 年度中 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 日本における中間業務報告書 第 1 （略） 第 2 年度中（ 年 月 日現在）の日本における保険業の中間貸借対照表 (外国生命保険会社等) (表 略) (外国損害保険会社等) (表 略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～ (20) (略) (21) <u>次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第 71 条第 3 項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（保険会社が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社をいう。以下(21)において同じ。）から收受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）の残高</u> ① <u>未償却出再手数料及びこれに附帯して保険会社が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。</u> ② <u>保険会社が、元受保険契約（保険会社が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。</u> (22) (略) 2 ～ 5 (略) 第 3 年度中 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 日本における保険業の中間損益計算書 (外国生命保険会社等) (表 略) (外国損害保険会社等) (表 略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、日本における保険業の中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。	別紙様式第 11 号の 2 （第 143 条関係） (日本工業規格 A 4) 年度中 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 日本における中間業務報告書 第 1 （略） 第 2 年度中（ 年 月 日現在）の日本における保険業の中間貸借対照表 (外国生命保険会社等) (表 略) (外国損害保険会社等) (表 略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～ (20) (略) (新設) (21) (略) 2 ～ 5 (略) 第 3 年度中 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 日本における保険業の中間損益計算書 (外国生命保険会社等) (表 略) (外国損害保険会社等) (表 略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、日本における保険業の中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)

別紙様式第 11 号の2

改正案	現 行
(1)～(4) (略) <u>(5) 次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第 71 条第 3 項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（保険会社が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社をいう。以下(5)において同じ。）から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）であって、事業年度において、保険会社が受再保険会社から収受した手数料のうち未償却出再手数料の増加として認識した金額及び保険会社が受再保険会社に支払った額のうち未償却出再手数料の減少として認識したものの金額</u> <u>① 未償却出再手数料及びこれに附帯して保険会社が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。</u> <u>② 保険会社が、元受保険契約（保険会社が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。</u> (6) (略) 2～4 (略) (以下略)	(1)～(4) (略) (新設) (5) (略) 2～4 (略) (以下略)

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 12 号

改正案	現 行
別紙様式第 12 号 (第 137 条及び第 143 条関係) (日本工業規格 A 4) 年度中 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 日本における業務報告書 第 1・第 2 (略) 第 3 年度 (年 月 日現在) の日本における保険業の貸借対照表 (外国生命保険会社等) (表 略) (外国損害保険会社等) (表 略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～ (23) (略) (24) <u>次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約 (規則第 71 条第 3 項に規定する再保険に係るものを除く。) において定める未償却出再手数料 (保険会社が受再保険会社 (再保険を引き受ける保険会社をいう。以下 (24) において同じ。) から收受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。) の残高</u> <u>① 未償却出再手数料及びこれに附帯して保険会社が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。</u> <u>② 保険会社が、元受保険契約 (保険会社が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。) に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること (元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。)</u> (25) (略) 2 ～ 6 (略) 第 4 年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 日本における保険業の損益計算書 (外国生命保険会社等) (表 略) (外国損害保険会社等) (表 略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、日本における保険業の貸借対照表に記載したものは、この限りでない。 (1)～(5) (略)	別紙様式第 12 号 (第 137 条及び第 143 条関係) (日本工業規格 A 4) 年度中 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 日本における業務報告書 第 1・第 2 (略) 第 3 年度 (年 月 日現在) の日本における保険業の貸借対照表 (外国生命保険会社等) (表 略) (外国損害保険会社等) (表 略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～ (23) (略) (新設) (24) (略) 2 ～ 6 (略) 第 4 年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 日本における保険業の損益計算書 (外国生命保険会社等) (表 略) (外国損害保険会社等) (表 略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、日本における保険業の貸借対照表に記載したものは、この限りでない。 (1)～(5) (略)

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 12 号

改正案	現 行
<u>(6) 次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第 71 条第 3 項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（保険会社が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社をいう。以下(6)において同じ。）から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）であって、事業年度において、保険会社が受再保険会社から収受した手数料のうち未償却出再手数料の増加として認識した金額及び保険会社が受再保険会社に支払った額のうち未償却出再手数料の減少として認識したものの金額</u> <u>① 未償却出再手数料及びこれに附帯して保険会社が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。</u> <u>② 保険会社が、元受保険契約（保険会社が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。</u> <u>(7) （略）</u> 2 ～ 4 （略） （以下略）	（新設） <u>(6) （略）</u> 2 ～ 4 （略） （以下略）

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第12号の2

改正案	現 行
別紙様式第12号の2（第137条及び第143条関係） (日本工業規格A4) 年度中 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 日本における業務報告書 第1・第2（略） 第3 年度（ 年 月 日現在）の日本における保険業の貸借対照表 (外国生命保険会社等) (表 略) (外国損害保険会社等) (表 略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(23) (略) (24) <u>次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第71条第3項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（保険会社が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社をいう。以下(24)において同じ。）から收受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）の残高</u> ① <u>未償却出再手数料及びこれに附帯して保険会社が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。</u> ② <u>保険会社が、元受保険契約（保険会社が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。</u> (25) (略) 2～6 (略) 第4 年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 日本における保険業の損益計算書 (外国生命保険会社等) (表 略) (外国損害保険会社等) (表 略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、日本における保険業の貸借対照表に記載したものは、この限りでない。 (1)～(5) (略)	別紙様式第12号の2（第137条及び第143条関係） (日本工業規格A4) 年度中 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 日本における業務報告書 第1・第2（略） 第3 年度（ 年 月 日現在）の日本における保険業の貸借対照表 (外国生命保険会社等) (表 略) (外国損害保険会社等) (表 略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(23) (略) (新設) (24) (略) 2～6 (略) 第4 年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 日本における保険業の損益計算書 (外国生命保険会社等) (表 略) (外国損害保険会社等) (表 略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、日本における保険業の貸借対照表に記載したものは、この限りでない。 (1)～(5) (略)

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第1 2号の2

改正案	現 行
<u>(6) 次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第 71 条第 3 項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（保険会社が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社をいう。以下(6)において同じ。）から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）であって、事業年度において、保険会社が受再保険会社から収受した手数料のうち未償却出再手数料の増加として認識した金額及び保険会社が受再保険会社に支払った額のうち未償却出再手数料の減少として認識したものの金額</u> <u>① 未償却出再手数料及びこれに附帯して保険会社が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。</u> <u>② 保険会社が、元受保険契約（保険会社が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。</u> <u>(7) （略）</u> 2 ～ 4 （略） （以下略）	（新設） <u>(6) （略）</u> 2 ～ 4 （略） （以下略）